

見 積 公 告

次のとおり見積競争を実施します。

平成 30 年 5 月 8 日

全国健康保険協会群馬支部
支部長 藤井 稔

1 調達内容

(1) 調達件名

事務用品等の購入

(2) 調達物品の特質等

仕様書による。

(3) 履行期限

平成 30 年 6 月 1 日

(4) 納品場所

全国健康保険協会群馬支部

(5) 見積競争方法

見積金額は、調達物品の本体価格のほか仕様書の内容にかかるすべての諸経費を見込んだ総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2 見積参加資格

- (1) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の販売」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

3 見積書の提出場所等

(1) 提出場所、仕様書の配布及び問い合わせ先

〒371-8516 群馬県前橋市本町二丁目 2 番 1 2 号 前橋本町スクエアビル 4 階
全国健康保険協会群馬支部 企画総務グループ
電話 027-219-2101 （担当）豊田

(2) 提出書類

①見積書

②平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の販売」の資格審査結果通知書の写し

(3) 見積書の受領期限

平成 30 年 5 月 18 日 午前 11 時 00 分まで

4 その他

- (1) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会群馬支部宛に提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 最低価格の見積書を提出した者が二人以上あるときは、当該提出者にくじを引かせ、決定するものとする。また、提出者が直接くじを引くことができない場合は、見積競争執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き決定するものとする。
- (5) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (6) 見積競争結果については決定業者にのみ別途、連絡する。
- (7) 請求にあたっては、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。